

公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資等を行っている団体に対して、団体の事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

- (1) 監査対象団体 公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター
- (2) 監査対象局 警視庁

2 事業の内容

(1) 事業の概要

公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター（以下「財団」という。）は、東京都民の暴力団追放意識の高揚に資するとともに、暴力団の排除活動を徹底し、暴力団の資金源の遮断及び社会環境の浄化等を通じてその存立基盤の根絶を図り、もって暴力団の存在しない「安心して住める東京」の実現に寄与することを目的として、平成4年5月に設立された団体である。

財団は、平成22年9月、財団法人から公益財団法人へ移行したほか、平成25年2月、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下「暴力団対策法」という。）第32条の5に定める適格都道府県センターとして認定され、指定暴力団等事務所の付近の住民等から委託を受けた場合には、財団の名で当該事務所の使用等の差止請求訴訟を提起することができることとなっている。

財団は、民間における暴力団排除運動の推進母体として、主に次の事業を行っている。

- ア 暴力団員による不当な行為の予防に関する広報活動事業
- イ 民間の自主的な暴力団排除組織活動の支援事業
- ウ 暴力団員による不当な行為に関する相談事業
- エ 暴力団の事務所使用により住民等の平穏な生活等が害されることを防止するための救援活動事業
- オ 不当要求防止責任者講習事業

(2) 都との関係

ア 基本財産の出えん

都は、財団の基本財産30億5,100万余円のうち、25億円（81.9%）を出えんしている。

イ 委託事業

都は、財団に暴力団対策法に基づく不当要求防止責任者に対する講習の実施を委託してい

る。

委託料は、平成24年度が2,043万余円、平成25年度が2,036万余円である。

3 組織

財団は、事務所を千代田区内神田一丁目1番5号に置き、役員23名（代表理事1名、評議員10名、理事10名、監事2名）（うち非常勤役員22名）及び職員13名で構成されている。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

第3期（平成24.4.1～平成25.3.31）及び第4期（平成25.4.1～平成26.3.31）の事業について実施した。

2 実地監査期間

- | | |
|----------|----------------------|
| （1）警 視 庁 | 平成26年10月24日及び同月30日 |
| （2）財 団 | 平成26年10月27日から同月29日まで |

第4 監 査 の 結 果

1 運営に関する事項

財団は、暴力団員による不当な行為の予防に関する広報活動、民間の暴力団排除組織活動の支援、暴力団員による不当行為に係る相談、不当要求防止責任者講習を主な事業と位置付け、効果的な暴力団排除の推進に取り組んでいる。

平成25年度における収支状況は、経常収益が1億6,701万余円、経常費用が1億3,307万余円である。一般正味財産の期末残高は1億4,645万余円であり、平成24年度（1億1,259万余円）と比較して、3,386万余円（30.1%）増加している。

平成25年度末における財政状態は、資産の合計が31億9,948万余円、負債の合計が203万余円であり、正味財産の合計が31億9,745万余円となっている。

運営環境について見ると、東京都暴力団排除条例（平成23年条例第54号、以下「暴力団排除条例」という。）の施行を受けて、財団は、警視庁が保有する暴力団関係情報を都民に対し提供できることとなり、都民から取引先が暴力団員であるかどうかを照会する相談（以下「属性照会」という。）が増加している。財団は、暴力団員による不当な行為に関する相談に対する適切な助言や警察署等への引き継ぎ等の対応に加えて、属性照会に対しても速やかに対応していく必要がある。

また、適格都道府県センターとしては、付託案件について検討する委員等の選定は行っているが、今後、事務所撤去等へ向けた具体的な手順を定めるなど、円滑に対応するための具体的な取組が必要である。

なお、財団は相談事業等を主目的に小規模な体制で発足したため、規程類が未整備な面や各業務プロセスでの管理が不十分な面が見受けられたことから、今後、内部統制のあり方について検討する必要がある。

以上、運営状況について述べてきたが、財団の事業は、別項指摘事項及び意見・要望事項を除き、出えんの目的に沿って、適切に運営されているものと認められる。

2 指摘事項

(1) 財団

ア 規定の整備及び資金運用手続を適正に行うべきもの

財団の基本財産のうち30億円については、表1のとおり、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター資金運用規程（平成22年規程第17号。以下「規程」という。）第3条第1項に基づき、代表理事が資金の運用責任者として円建て外債（いわゆる仕組債）、国債等によって運用している。

資金運用に係る手続について、規程第7条第1項は、資金運用に当たって、関係金融商品を調査し、関係役員等との協議及び代表理事の決裁を求め、また、同条第2項は、金融商品が満期となり、引き続き同種の金融商品で運用を行う場合についても第1項に準じて事務処理を行わなければならないとしている。

また、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター文書管理規程（平成22年規程第16号）第8条は、起案は文書で行うとし、同第9条は、決裁は原則として押印によるとしている。

ところで、平成25年度において、円建て外債のうち1本（額面金額5億円）が証券会社から満期前に償還され国債に買い替えているため、これらの手続を見たところ、文書による稟議は行われておらず、一連の行為を全て代表理事が口頭で専決し、各理事に対しては電話により説明したほか、買い替え後に手紙を送付したとしている。

稟議により各理事に協議せず買い替えを行ったことについて、財団は、規程第7条第3項の条文を適用した緊急的な対応であったと説明する（表1参照）。

しかしながら、①証券会社等は、早期償還の決定から償還まで一定の日数を設けており、また、償還されることについては口座への入金受入れ等の手続を急ぐ必要があっても、どのような金融商品で運用するかについてまで、通常の手続を省略するほどの緊急性があるとはいえない。

また、②理事会において金融商品の運用状況（運用中の商品の利率等）が報告されていることから、より重要である5億円の金融商品の買い替えについても、理事会等にて報告を行う必要がある。

さらに、③電話及び事後送付の手紙は、稟議及び意思決定を経たものではないことから、表2のとおり、定款第37条にある理事会に報告すべき事項の通知にも該当しない上、定款

第36条で要求する理事全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示も求めていなかった。

なお、規程第7条第3項は、速やかに適切な措置を講ずることを求めているが、稟議を省略することと同義ではない。通常、法人においては、コーポレート・ガバナンス（企業統治）を達成するために、緊急事態において講じた措置については、事後稟議を行うことを定めている。

したがって、財団は、資金運用手続において、稟議により関係役員等に協議を行った上で代表理事の決裁を受ける必要があったところ、これを行っていなかったのは適正でない。また、緊急事態の場合に講じた措置について、事後稟議を行う旨の規定、理事会等において報告する義務に係る規定を整備する必要がある。

財団は、規定の整備及び資金運用手続を適正に行われたい。

（公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター）

（表1）公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター資金運用規程の抜粋

第3条第1項	資金の運用責任者は、代表理事とする。
第7条第1項	資金運用執行責任者（事務局長）は、資金の運用に当たっては、総務課長等に関係金融商品を調査させ、関係役員等との協議を経た後に、代表理事の決裁を受けなければならない。
第7条第2項	運用に係る金融商品が満期になり、引き続き同種の金融商品で運用を行う場合についても、前項の規定に準じ事務処理を行わなければならない。
第7条第3項	運用に係る金融商品について、満期に至るまで継続することができない特別な事情が発生したときは、資金運用執行責任者（事務局長）は速やかに代表理事と協議し、適切な措置を講じなければならない。

（表2）公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター定款の抜粋

第36条	理事が提案した事項について、その提案の議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
第37条	理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

※ 仕組債：一般的な債券には見られないような特別な「仕組み」を持つ債券。

この場合の「仕組み」とは、デリバティブ（金融派生商品）を利用することにより、投資家や発行者のニーズに合うキャッシュフローを生み出す構造を指す。

こうした「仕組み」により、満期やクーポン（利子）、償還金などを、投資家や発行者のニーズに合わせて比較的自由に設定できる（日本証券業協会ホームページより）。

仕組みの組成により、あらかじめ設定した株価指数や為替等の指標に連動して、利子や償還金が減少したり、現金ではなく有価証券で償還される場合がある。

イ 仕組債の償還・購入について

財団は、平成25年7月9日に、基本財産である5億円の仕組債が期限前に償還されたことから、平成25年7月22日に、額面5億円の別銘柄の仕組債を基本財産として購入している。

しかしながら、この仕組債の償還・購入という一連の取引が、財団が持つ証券会社との取引口座には記録されているが、総勘定元帳等には記帳されていないことを確認した。

(ア) 総勘定元帳へ記帳すべきもの

これらの取引は、取引実態を会計上適切に表すという公益法人会計基準（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）（以下「公益法人会計基準」という。）の一般原則である「正規の簿記の原則」に基づき、仕組債の償還時には「基本財産（投資有価証券）」という資産の減少として、また、仕組債の購入時には「基本財産（投資有価証券）」という資産の増加として、総勘定元帳等に記帳する必要がある。

したがって、5億円もの仕組債の償還・購入が総勘定元帳等に記帳されていない状況は、適正ではない。

財団は、仕組債の償還・購入について、総勘定元帳等へ記帳されたい。

（公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター）

(イ) 財務諸表に対する注記への記載を適正に行うべきもの

公益法人会計基準の第5財務諸表の注記（4）「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」は、貸借対照表の基本財産及び特定資産の期中の増減内容を説明するための注記項目である。

上で述べた財団の基本財産である仕組債については、期中の償還と購入により5億円の減少及び増加が生じているため、この増減内容は、総勘定元帳等への記帳とともに財団の平成25年度の財務諸表に対する注記「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」への記載が必要となるが、記載されておらず、適正ではない。

財団は、財務諸表に対する注記への記載を適正に行われたい。

（公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター）

ウ 賞与等の会計処理を適正に行うべきもの

財団は、6月と12月に職員に対して賞与を支給している。

財団の公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター就業規程(平成22年規程第10号。以下「就業規程」という。)第25条において、賞与は公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター職員給与規程(平成22年規程第13号。以下「給与規程」という。)により支給するとされ、一方、給与規程では、賞与についての個別規定はなく、第9条において、「この規程に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。」としている。

ところで、財団の平成24年度及び平成25年度の6月の賞与に関して「代表理事が別に定める」とする規定を確認したところ、個人別の支給額を算定した資料は存在するが、就業規程等で規定されるべき支給基準等(支給対象期間、査定方法、支給方法、支給日、支給対象者等)は定められておらず、賞与が職員のどの勤務実績・勤務期間に対して計算され、支払われたものであるか確認できない状況となっている。

また、実際の賞与の支給については、平成22年度以降、年2回に分けて東京都職員の支給率に準拠して実施しており、前回支給月から当該支給月の前月までを支給対象期間とすることが慣行となっている。さらに、6月の賞与を算出した時点で勤続期間が6か月未満の職員については、一定割合を減額して支給している。これらの事実から、実態としての支給対象期間は、6月賞与の場合、12月から5月と考えられ、会計処理においては、この期間に応じた費用負担を行う必要がある。

すなわち、6月支給の賞与については、発生主義会計に基づき、前年度の12月から3月までの4か月分について前年度の費用(給料手当及び法定福利費)として計上し、同額を負債科目(賞与引当金又は未払費用)へ計上する必要があるところ、財団は引当金等を計上していない。

平成24年6月に支給した賞与等について、前年度の費用として財団が計上すべき金額を計算すると表3のとおりとなる(監査事務局試算)。

財団は、賞与等の会計処理を適正に行われたい。

また、財団は、賞与の支給基準等の明確化を検討されたい。

(公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター)

(表3) 前年度費用に計上すべき金額

項目	前年度費用に計上すべき金額
賞与	平成24年6月の賞与支給額×4/6か月 6,078,705円×4/6=4,052,470円
社会保険料の財団負担分	社会保険料の財団負担分×4/6か月 1,011,622円×4/6=674,414円

エ 旅行命令及び旅費の支給に係る手続を適正に行うべきもの

代表理事及び事務局長は、民間の自主的な暴力団排除組織活動の支援のため、暴力団排除のためのセミナー等において講師として活動しており、その際に旅費の支給を受けている。

旅行命令及び旅費の精算については、表4のとおり内部規程が定められているが、その処理状況を見たところ、下記のとおり不適正な事例が認められた。

- ① 旅行命令簿を確認したところ、代表理事及び事務局長については、一切作成されていないことを確認した。

規程において、旅行命令は要式行為であると定めているにもかかわらず、旅行命令簿が作成されていないのは適正でない。

- ② 旅費の支給については、毎月初めに、代表理事について1万円、事務局長について5千円を、本人の通勤用ICカードにチャージする形で支給されている。しかしながら、当該ICカードの乗車記録の提出や精算行為は全く行われていないことを確認した。

規程において、旅費は、旅行終了後精算払とすると定めているにもかかわらず、事前に定額を支給し、さらに精算を行っていないのは適正でない。

なお、実査当日に書類保管が不備であるとして提出されなかった出講依頼について、後日に提出を受け実査したところ、平成25年における代表理事の出講は33回、事務局長は8回であった。財団は、その他の研修等への出席があると主張するが、警視庁と共催で行った研修会、受刑者への講話、不当要求防止責任者講習での講演、各種協議会等への出席を考慮しても、旅行回数は代表理事、事務局長とも各々100回程度と推察できる。その目的地の多くは区部であり、全て通勤経路の調整を行っているとは主張していることから、平均500円程度と考えられる。

したがって、代表理事、事務局長とも年間5万円程度の旅費となるどころ、それぞれ12万円、6万円を支給しているのは適正でない。

- ③ 事務局員について、不当要求防止責任者講習において講師を務める者の旅行命令簿を確認したところ、旅行経路が通勤経路と重なる部分について、適切に調整されていることを確認したが、旅行経路全体が通勤経路と重複し、旅費の支給が発生しない場合については、旅行命令簿が作成されていないことを確認した。

規程において、旅行命令は要式行為であると定めているにもかかわらず、書類が作成されていないのは適正でない。

財団は、旅行命令及び旅費の支給に係る手続を適正に行われたい。また、未精算の旅費について、金額の算定を適切に行い、その返還を請求されたい。

(公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター)

(表4) 旅行命令及び旅費の精算に係る規程類

根拠規定	概 要		
就業規程第26条第2項	命令により出張した時には暴迫都民センター職員旅費細則により出張旅費を支給する。		
旅費細則第1条	センターの業務のために旅行する役員、評議員、名誉会長、相談役、事務局員の旅費に関して定める。		
旅費細則第3条	旅費は原則として旅行終了後精算払いとする。		
	ただし旅費が多額である場合等には、旅行前に概算支給し、旅行終了後に精算させることができる。		
旅費細則第4条	旅行は、旅行命令権者の旅行命令（様式あり）によって行う。		
	旅行命令権者	旅行者	
	代表理事	業務執行理事	
		理事	
		監事	
		評議員	
	相談役		
業務執行理事	事務局長		
事務局長	事務局員		
会計処理規程第4条	<p>出納責任者に事務局長を充てる。</p> <p>出納責任者は、金銭の出納に当たりその理由を証拠等に基づき審査し、内容・経過を明らかにした文書等を添えて経理責任者の承認を受けなければならない。</p>		

※ 就業規程…公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター就業規程（規程第10号）
 旅費細則…公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター旅費細則（細則第3号）
 会計処理規程…公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター会計処理規程（規程第14号）

オ 会計処理を適正に行うべきもの

財団は、表5のとおり事務所使用料や保険料の支払を行っている。

ところで、企業会計原則の費用収益対応の原則によれば、決算日現在において既に対価を支払ったが、その用役の提供を次期以降に受ける場合には、費用の繰延べの手続を行うこととなる。

しかしながら、財団の会計処理状況を見たところ、事務所使用料や保険料の支払は、いずれも平成26年度のものであるにもかかわらず、平成25年度の費用として計上しており、

費用の繰延べの手続を行っていないことが認められた。

財団は、会計処理を適正に行われたい。

(公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター)

(表5) 保険料等の支払状況

年月日	件名	金額(円)	摘要
平成26年3月10日	団体傷害保険料	180,930	保険期間：保険料振込日の属する月の翌月1日の午前0時から翌年4月1日午後4時まで
平成26年3月24日	平成26年度分事務所使用料	3,060,745	東京都行政財産使用許可 使用期間：平成26.4.1～ 平成27.3.31

カ 稟議を文書により適正に行い関係書類を適正に保管すべきもの

財団は、物品購入や印刷物の発注等については、伝票を作成する際に稟議を兼ねるような形式の文書を作成している。

しかしながら、講演依頼の引き受け、要領の策定、規程改正、金融商品の選定等の伝票作成を伴わない意思決定については、稟議書が作成されていない。

公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター文書管理規程(平成22年規程第16号)第8条では、起案は文書で行うとされ、第9条は決裁は原則として押印によるとしている。また、通常、法人においては、稟議書により意思決定過程及び決定事項を明確にしておくことが、経営責任の明確化や内部統制上求められている。

財団は、責任の所在を明確にし、理事会等が業務執行状況を確認できるよう、稟議を文書により適正に行い、関係書類を適正に保管されたい。

(公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター)

3 意見・要望事項

(1) 財団

ア 規定の整備について

財団は、物品の購入や印刷物の作成等の契約を締結し、事業を行っている。

ところで、東京都では、東京都契約事務規則(昭和39年規則第125号)等で、物品の購入の予定価格が160万円を超える場合や、印刷物の作成の予定価格が100万円を超える場合は入札を行い、予定価格が30万円以上の場合には二人以上の者から見積書を徴収しなければならないと規定している。

しかしながら、財団の契約事務処理状況を見たところ、都のような契約において競争性を確保するための規定がないため、表6の契約については、1者のみの見積書を基に契約を締結していた。

このため、これらの契約については、競争性が発揮されず、契約金額が最も経済的とはなっていない状況にあると考えられる。

財団は、競争性を確保して契約を適正に行うため、契約において競争性を確保するための規定を整備することが望まれる。

(公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター)

(表6) 契約の状況

契約年月日	件名	金額 (円)	契約相手方
平成 25 年 6 月 3 日	暴追東京ねっとわーく 42 号外 6 点の印刷	708, 435	A
平成 25 年 8 月 29 日	賛助会員之証	452, 025	B
平成 25 年 10 月 15 日	暴追東京ねっとわーく 43 号外 8 点の印刷	688, 380	A
	暴追都民大会記念品	752, 000	C
平成 26 年 1 月 15 日	暴力団対応ガイドⅡ外 2 点の 印刷	468, 825	A
平成 26 年 2 月 6 日	パソコンの購入	4, 155, 900	D
平成 26 年 2 月 28 日	暴追東京ねっとわーく 44 号外 5 点の印刷	815, 850	A
平成 26 年 3 月 4 日	ビジネスホン構内交換設備工事	1, 260, 000	E

(2) 局及び財団

ア 情報管理について

財団は、その財政基盤の確立を図るため、平成 23 年 10 月 1 日に公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター賛助会員規程 (規程第 20 号) を設け、さらに平成 24 年 5 月 30 日に「賛助会員証」等の運用要領 (以下「要領」という。)) を制定している。また、要領第 4 において、賛助会員 (以下「会員」という。)) に対し、反社会的勢力にかかるデータ (以下「データ」という。)) の提供を行うことを規定し、データ提供を受ける会員には、「反社会的勢力にかかるデータ運用上の注意事項 (以下「注意事項」という。))」を示して運用している。

データ提供の内容は、反社会的勢力にかかる全国暴力追放運動推進センターから配信され

たデータ及び財団が独自にインターネット等により収集したデータを、会員のデータベース構築の支援のために、電子メールに添付して毎月配信するものである。

これらのデータは公知情報であるが、大量に一括して入手しうることによって、推論や関連付けが可能になるなど価値が高まるため、財団は、データの取扱いについて、データの外部への持ち出しや会員以外の者へのデータ提供等の禁止のほか、データはできる限り会員所有のインターネットやLAN等によるアクセスができない単独利用のパソコンで使用するとし、社内LANやインターネット等により他のパソコン等からのアクセスを行うことを禁止する規定等が設けられ、データ提供を受ける会員からは、注意事項の遵守等について誓約書を提出させている。

また、会員へ配布している『「反社会的勢力にかかるデータ」と「照会」に関するQ&A』において、提供したデータの配信日又は資料作成日から5年を経過した情報については、会員が自ら削除することとしている。

このデータの配信については、以下の問題点がある。

- ① 財団は、注意事項において、入会後の第1回目に基本データ（平成20年以降のもの）を配信し、以後、毎月追加データを配信するとし、追加データを追加して基本データを更新するよう指示をしている。しかしながら、注意事項には5年を経過したデータを削除する旨の規定がないため、データの追加のみが行われている可能性が高い。

あわせて、基本データについては、ファイルが破損した場合に備えて、更新の都度必ずバックアップデータを作成するよう指示しているが、過去のバックアップを削除して更新する指示が行われていないため、バックアップデータの中に5年を経過したデータが残されている可能性もあり、会員に対する情報管理の指示が不十分である。

- ② データ利用に当たり、インターネットやLAN等によるアクセスができない単独利用のパソコンで使用することを求めているが、電子メールに添付しての配信であることから、インターネットに接続したパソコンが必要であり、受信したパソコンから単独利用のパソコンへのデータ転送方法やデータ削除等の具体的な指示もないから、受信したパソコンにデータが残されている可能性があるなど、データのセキュリティ対策の指示が不十分であり、適切でない。
- ③ 警視庁は、財団がデータを会員へ提供するに当たりセキュリティ対策についての指示が不十分であることについて、監査日（平成26.10.30）現在関知しておらず、指導部所として役割を果たしていない。

財団は、警視庁の指導の下、情報管理等の指示を適切に行うことが望まれる。

警視庁は、財団の活動が適切なものとなるよう指導することが望まれる。

（公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター）

（警視庁）

第5 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 事業実績

財団は、暴力団員による不当な行為の予防に関する広報活動、民間の暴力団排除組織活動の支援、暴力団員による不当行為に係る相談、不当要求防止責任者講習を重点として、都、警視庁等と連携・協力しながら、暴力団排除運動事業の推進に取り組んでいる。

主な事業の概要は、以下のとおりであり、平成24年度及び平成25年度の主な事業実績は、表7のとおりである。

ア 暴力団員による不当な行為の予防に関する広報活動

広報活動事業においては、平成26年元旦の第93回天皇杯全日本サッカー選手権大会決勝において暴力団排除を呼びかけたほか、暴力団追放都民大会の開催、機関誌「暴追東京ねっとわーく」の発行、東京マラソンの沿道で標語横断幕を掲示する等、各種広報媒体を活用して、財団の存在、事業内容、暴力団の資金獲得の手口やその対応策等の周知を図った。

イ 民間の自主的な暴力団排除組織活動の支援

財団は、都内の地域団体・職域団体が暴力団を排除することを目的として暴力団排除組織を設立するに当たり、暴力団排除に関する資料の提供や支援金の支給等により支援を行ったほか、組織設立後も総会、連絡会及び研修会等に参加するなど、組織的な暴力団排除活動の支援を行っている。

平成25年度の都内における暴力団排除活動の状況は、地域団体・職域団体による暴力団排除組織として新たに「東京都信用組合暴力団等排除協議会」が結成されるなど着実に歩みを進めており、財団は、これらの組織に対して、資料の提供、企業研修会等への講師派遣等を通じ、各種活動の支援を行っている。

ウ 暴力団員による不当な行為に関する相談

財団は、暴力団員による不当な行為に関する相談を受理しており、必要に応じて警察署等へ引き継ぐなど、迅速かつ的確な解決に当たっている。

平成25年度の相談受理・処理件数は、3,220件と、平成24年度(2,821件)と比較して、399件(14.1%)増加している。

また、暴力団排除条例の施行により、財団が都民に対し、警視庁の保有する暴力団関係情報を提供することができるようになったことから、平成23年10月からは、財団の暴力追放相談委員が、属性照会に対応している。財団の対応は、財団が必要な情報を警視庁又は所管警察署へ照会し、その回答を相談者へ伝えるもので、警察署等は、情報の正確性と情報提供の正当性の立証責任を負うため、場合により補充調査を行うものとされている(平成25年12月19日付警察庁丙組企分発第35号・丙組暴発第13号「暴力団排除等のための部外への情報提供について」、以下「警察庁通達」という。)

属性照会は、平成25年度の相談3,220件中2,330件で、72.4%を占めてお

り、平成24年度（2,821件中1,812件、64.2%）と比較して518件増加（28.6%）している。なお、1件の相談において複数の照会が行われることがあることから、照会数で見ると、属性照会は、平成25年度の総照会数6,372件中5,482件と86.0%を占め、平成24年度（3,707件中2,698件、72.8%）と比較して2,784件（103.2%）増加している。

エ 不当要求防止責任者講習

財団は、都公安委員会からの委託を受け、行政機関、金融機関など各事業者が選任する不当要求防止責任者に対し、警視庁と共同で講習を実施している。

平成25年度の開催実績は、選任時講習82回（参加者6,366名）、定期講習35回（参加者2,712名）、合計117回（参加者9,078名）である。

オ その他の活動

適格都道府県センターとしては、住民等からの委託があった場合、速やかに検討委員会を開催し、救援活動を行えるよう体制を整えたが、実績はなかった。

また、暴力団員による不当な行為の被害者に対する救援活動事業として、見舞金の支給、民事訴訟の支援等を行うこととしているが、実績はなかった。

暴力団の排除を進める一方、暴力団員が暴力団から離脱することを促すため、受刑者へ講話を行ったほか、離脱者に対し、暴力団離脱者就労対策協力事業所として登録した協力企業を案内するなどの就労支援を行い、平成24年度は1件、平成25年度は4件の実績となっている。

少年に対する暴力団の影響を排除するための活動としては、警視庁と合同により少年補導員等への研修を実施した。

不当要求情報管理機関である4団体（（公財）モーターボート競走保安協会、（公財）競馬保安協会、日本証券業協会、（公社）警視庁管内特殊暴力防止対策連合会）への業務支援としては、全国暴力団追放運動推進センター主催の連絡会議において情報交換等を行った。

その他財団の設置目的を達成するために必要な事業として、暴力団追放モニターを通じて暴力団に係る情報収集等を行っており、平成25年度は114名に委嘱し、76件（平成24年度193件）の暴力団動向等の報告を受けた。

(表7) 平成24年度及び平成25年度における事業実績

事業名	項目	事業実績	
		平成24年度	平成25年度
行為の予防に関する広報活動 暴力団員による不当な	暴力団追放 都民大会	開催日 平成24年11月9日	平成25年11月8日
		参加人数 約2,000人	約2,000人
	広報誌(紙)	・「暴追東京ねっとわーく」配布 (第39, 40, 41, 42号) 31,600部	(第39, 41, 42, 43, 44号) 29,000部
		・暴力団対応が「ト」(増刷) 2,500部	12,000部
	・暴力団排除広報 ポスター等(増刷) 3,100枚	3,600枚	
民間の自主的な暴力団追放組織活動の支援	暴力団排除関係団体連絡会 総会	加盟団体数 112団体	114団体
		開催日 平成24年7月11日	平成25年7月10日
		出席団体数 93団体(128人)	92団体(127人)
	各種暴力団追 放大会等に対 する支援	・パンフレット等資料提供 32,185部	37,900部
		・DVD等資器材の貸出 334件	230件
		・企業等への講師派遣 55件	35件
		・支援金の支給 4件	3件
暴力団等排除 対策協議会	・新規設立団体数 6団体	4団体	
	(東京スイトリタウン暴力団等排除協議会等)	(東京都信用組合暴力団等排除対策協議会等)	
行為に関する相談 暴力団員による不当な	財団における 暴力相談	・暴力的要求行為 18件	20件
		・離脱・勧誘等関係 23件	8件
		・暴力団事務所等関係 15件	14件
		・民事訴訟関係 12件	3件
		・その他の不当行為 0件	13件
		・暴力団対策法関係 941件	832件
		・属性照会 1,812件	2,330件
		合計 2,821件	合計 3,220件

事業名	項目	事業実績	
		平成24年度	平成25年度
責任者講習事業 不当要求防止	不当要求防止責任者講習事業	・選任時講習 85回 6,192人	82回 6,366人
		・定期講習 32回 2,360人	35回 2,712人
		合計 117回 8,552人	117回 9,078人
その他の活動	適格都道府県センターとしての活動	認定 平成25年2月28日	救援活動実績なし
	離脱支援活動	講話 4回	4回
		就労支援 1件	4件
	少年補導員等研修会	開催日 平成24年10月22日	平成25年5月25日 平成25年6月2日
	不当要求情報管理機関への支援	連絡協議会 平成24年6月21日	平成25年6月20日
	暴力団追放モニターの運営	委嘱者数 113名	114名
報告件数 193件		76件	

(2) 収支状況

財団は、公益法人会計基準に基づき、公益目的事業会計及び法人会計の2会計に区分し、経理している。

平成24年度及び平成25年度の比較正味財産増減計算書は、別表1のとおりであり、平成25年度における会計別の運営成績を示す内訳書は、別表2のとおりである。

平成25年度における収支状況は、経常収益が1億6,701万余円、経常費用が1億3,307万余円である。一般正味財産の期末残高は1億4,645万余円であり、平成24年度（1億1,259万余円）と比較して、3,386万余円（30.1%）増加している。

主な経常収益は、基本財産運用益1億289万余円及び受取寄付金4,265万円である。

平成25年度における経常収益は1億6,701万余円であり、平成24年度（1億1,669万余円）と比較して、5,032万余円（43.1%）増加している。これは主に、基本財産運用益の増加によるものである。

なお、受取寄付金は、平成24年4月1日から1口5万円の会費を徴収する賛助会員制度を

導入し、会員（平成25年度末現在会員数669者）からの会費3,720万円を収入したことなどによるものである。

平成25年度における各会計別の収支状況については、以下のとおりである。

ア 公益目的事業会計

本会計は、暴力団員による不当な行為の予防に関する広報活動、民間の自主的な暴力団排除組織活動の支援、暴力団員による不当な行為に関する相談、不当要求防止責任者講習などの各事業を経理するものである。

経常収益が1億3,975万余円、経常費用が1億1,428万余円である。一般正味財産の期末残高は1億3,792万余円であり、期首残高（1億1,252万余円）と比較して、2,540万余円（22.6%）増加している。

経常収益は主に、基本財産による運用益8,303万余円、受取寄付金3,525万円及び事業収益（講習受託収益）2,036万余円である。

イ 法人会計

本会計は、財団の管理運営を経理するものである。

経常収益が2,725万余円、経常費用が1,879万余円である。一般正味財産の期末残高は852万余円と、期首残高（6万余円）と比較して、846万余円増加している。

経常収益は主に、基本財産による運用収益1,985万余円及び受取寄付金740万円である。

(3) 財政状態

平成25年度末における財政状態は、別表3比較貸借対照表のとおりである。

平成25年度末の資産の合計が31億9,948万余円、負債の合計が203万余円、正味財産の合計が31億9,745万余円である。

平成25年度末における資産の合計は、平成24年度（31億6,916万余円）と比較して、3,031万余円（1.0%）増加している。これは主に、暴力団等からの不当な行為による被害に対する支援金や訴訟費用の支出に備えるため、特定資産に2,600万余円を積み立てたことなどにより、固定資産が2,890万余円（0.9%）増加したことによるものである。

負債の合計は、平成24年度（557万余円）と比較して、354万余円（63.6%）減少している。これは主に、相談対応用のパソコン等をリース期間満了に伴い備品として購入したことによりリース債務が減少し、固定負債が270万余円（93.8%）減少したことによるものである。

これらの結果、正味財産の合計が31億9,745万余円となり、平成24年度（31億6,359万余円）と比較して、3,386万余円（1.1%）増加している。

(4) 運営環境に関する評価

運営環境について、事業活動、財務活動等の観点から確認を行った結果、事業環境及び事業運営において、次のとおり、留意すべき点が見受けられた。

ア 事業環境及び事業運営

財団が行う、暴力団員による不当な行為に関する相談事業については、相談に対する助言や警察署等への引継ぎ等の対応を速やかに行うとともに、都民からの属性照会が増加傾向にあることから、財団は相談者と警察署等との間の中継役として対応を円滑に進める必要がある。また、財団の情報提供の基準は、警察庁通達により、警察署等と同等のものが適用されていることから、今後とも、情報提供における適切な対応が求められる。なお、暴力団を排除する動きを一層推進していくためには、今後、財団及び警視庁が、各業界団体側に不当要求情報管理機関の設立を促していくことも、検討する必要がある。

適格都道府県センターとしては、付託案件について検討する委員等の選定は行っているが、今後、付託を受けるに当たり明らかにしておく必要がある条件や事務所撤去等へ向けた具体的な手順を定めるなど、円滑に対応するための具体的な取り組みが求められる。

なお、業務の有効性・効率性を確保し、法令その他の規範の遵守を促進するためには、法人として内部統制の枠組みの構築が必要である。財団は、相談事業等を主目的に小規模な体制で発足したため、規程類が未整備な面や各業務プロセスでの管理が不十分な面が見受けられたことから、今後、内部統制のあり方について検討する必要がある。

(参考)

内閣府は、平成19年6月、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」及び指針に関する解説を公表しており、解説(8)において、業界団体ごとに暴力団情報に係るデータベースを構築することも有効な取り組みの一つとしている。当時、警察庁と日本証券業協会との間でオンラインデータベースの構築へ向けた調整が行われており、他の業界からも要望があれば、警察庁は前向きに検討する旨が述べられている。なお、日本証券業協会は不当要求情報管理機関として国家公安委員会に登録を行い、当該データベースを平成25年2月から運用している。

(別表1) 比較正味財産増減計算書

(単位：円、%)

科目	第4期 (平成25.4.1～ 平成26.3.31) (A)	第3期 (平成24.4.1～ 平成25.3.31) (B)	増(△)減	
			金額 (C = A - B)	率 (C/B×100)
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	102,898,965	65,768,506	37,130,459	56.5
特定財産運用益	2,147	2,146	1	0.0
事業収益	20,364,120	20,430,900	△ 66,780	△ 0.3
受取寄付金	42,650,000	28,900,000	13,750,000	47.6
雑収益	1,098,531	1,590,823	△ 492,292	△ 30.9
経常収益計	167,013,763	116,692,375	50,321,388	43.1
(2) 経常費用				
事業費	114,281,760	99,825,882	14,455,878	14.5
管理費	18,796,019	17,432,088	1,363,931	7.8
経常費用計	133,077,779	117,257,970	15,819,809	13.5
当期経常増減額	33,935,984	△ 565,595	34,501,579	-
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益	0	0	0	-
(2) 経常外費用				
雑損失	70,000	70,000	0	0
経常外費用計	70,000	70,000	0	0
当期経常外増減額	△ 70,000	△ 70,000	0	0
当期一般正味財産増減額	33,865,984	△ 635,595	34,501,579	-
一般正味財産期首残高	112,590,737	113,226,332	△ 635,595	△ 0.6
一般正味財産期末残高	146,456,721	112,590,737	33,865,984	30.1
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	-
指定正味財産期首残高	3,051,000,624	3,051,000,624	0	-
指定正味財産期末残高	3,051,000,624	3,051,000,624	0	-
III 正味財産期末残高	3,197,457,345	3,163,591,361	33,865,984	1.1

(別表2) 平成25年度正味財産増減計算書内訳表

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	83,039,776	19,859,189	102,898,965
特定資産運用益	2,147	0	2,147
事業収益	20,364,120	0	20,364,120
受取寄付金	35,250,000	7,400,000	42,650,000
雑収益	1,098,531	0	1,098,531
経常収益計	139,754,574	27,259,189	167,013,763
(2) 経常費用			
事業費	114,281,760	0	114,281,760
管理費	0	18,796,019	18,796,019
経常費用計	114,281,760	18,796,019	133,077,779
当期経常増減額	25,472,814	8,463,170	33,935,984
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用			
雑損失	70,000	0	70,000
経常外費用合計	70,000	0	70,000
当期経常外増減額	△ 70,000	0	△ 70,000
当期一般正味財産増減額	25,402,814	8,463,170	33,865,984
一般正味財産期首残高	112,526,241	64,496	112,590,737
一般正味財産期末残高	137,929,055	8,527,666	146,456,721
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	2,407,000,624	644,000,000	3,051,000,624
指定正味財産期末残高	2,407,000,624	644,000,000	3,051,000,624
III 正味財産期末残高	2,544,929,679	652,527,666	3,197,457,345

(別表3)比較貸借対照表

(単位：円、%)

科 目	第4期 (平成25.4.1~ 平成26.3.31) (A)	第3期 (平成24.4.1~ 平成25.3.31) (B)	増(△)減	
			金 額 (C = A - B)	率 (C/B × 100)
I 資産の部				
1 流動資産				
現金預金	11,608,271	8,449,711	3,158,560	37.4
未収金	1,697,010	3,405,150	△ 1,708,140	△ 50.2
前払金	0	38,191	△ 38,191	△ 100
流動資産合計	13,305,281	11,893,052	1,412,229	11.9
2 固定資産				
(1)基本財産				
投資有価証券	3,049,966,000	3,049,966,000	0	0
基本財産引当預金	1,034,624	1,034,624	0	0
基本財産合計	3,051,000,624	3,051,000,624	0	0
(2)特定資産				
更生援助金積立資産	3,293,144	3,292,992	152	0.0
貸付金等積立資産	36,009,089	10,007,094	26,001,995	259.8
運営資金積立資産	89,532,600	89,532,600	0	0
特定資産合計	128,834,833	102,832,686	26,002,147	25.3
(3)その他固定資産				
建物付属設備	2	2	0	0
什器備品	4,069,319	0	4,069,319	-
リース資産(機器)	179,550	897,750	△ 718,200	△ 80.0
リース資産(ソフト)	0	1,990,800	△ 1,990,800	△ 100
電話加入権	299,936	299,936	0	0
商標権	203,394	254,241	△ 50,847	△ 20.0
ソフトウェア	1,596,000	0	1,596,000	-
その他固定資産合計	6,348,201	3,442,729	2,905,472	84.4
固定資産合計	3,186,183,658	3,157,276,039	28,907,619	0.9
資産合計	3,199,488,939	3,169,169,091	30,319,848	1.0
II 負債の部				
1 流動負債				
未払金	202,550	1,747,619	△ 1,545,069	△ 88.4
未払消費税等	484,700	486,300	△ 1,600	△ 0.3
預り金	1,164,794	455,261	709,533	155.9
流動負債合計	1,852,044	2,689,180	△ 837,136	△ 31.1
2 固定負債				
リース債務	179,550	2,888,550	△ 2,709,000	△ 93.8
固定負債合計	179,550	2,888,550	△ 2,709,000	△ 93.8
負債合計	2,031,594	5,577,730	△ 3,546,136	△ 63.6
III 正味財産の部				
1 指定正味財産				
寄付金	3,051,000,624	3,051,000,624	0	0
指定正味財産合計	3,051,000,624	3,051,000,624	0	0
(うち基本財産への充当額)	3,051,000,624	3,051,000,624	0	0
(うち特定財産への充当額)	0	0	0	-
2 一般正味財産				
(うち基本財産への充当額)	146,456,721	112,590,737	33,865,984	30.1
(うち特定財産への充当額)	0	0	0	-
(うち特定財産への充当額)	128,834,833	102,832,686	26,002,147	25.3
正味財産合計	3,197,457,345	3,163,591,361	33,865,984	1.1
負債及び正味財産合計	3,199,488,939	3,169,169,091	30,319,848	1.0